

2026年度版

会員事業所限定

生命共済制度

災害保障特約付団体定期保険＋会議所独自の見舞金・祝金制度

新規加入は **70**歳**6**ヵ月まで
継続は **80**歳**6**ヵ月まで

小さな掛金で事業主・役員・従業員の

「万が一」に備える

業務上、業務外を問わず

24時間・365日保障

「もしも」や「まさか」に
備えて安心！
入ってよかった
みんなの共済

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧いただき、保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっているか、必ずご確認ください。



横浜商工会議所

<https://www.yokohama-cci.or.jp>

安心を築く保障内容

この制度は、横浜商工会議所が会員事業所の発展を願って推進している福祉事業のひとつです。事業主・役員及び従業員の皆さまとご家族の生活保障を目的とした1年更新の「災害保障特約付団体定期保険」で、万が一の場合の死亡退職金や弔慰金の財源を確保します。また、豊富な保障内容で労災保険の上乗せとしてもご利用いただけます。



POINT

1

病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障がい
を業務上・業務外を問わず24時間365日保障します。(団体定期保険)
 (休日の個人的な事故による入院も保障の対象となります。)

POINT

2

病気による入院、不慮の事故による通院または結婚、出産、成人(20歳)
された場合は、当所独自の見舞金・祝金を支給します。
 (会議所独自のサービスであり、生命保険ではありません。)

POINT

3

保険金・給付金の受け取りは事業所(事業主)です。
 事業所が契約者となり、保険金・給付金は被保険者ではなく事業所に全額支払われます。
 ※保険金等の請求時には、被保険者、遺族補償を受けるべき方の了知(支払請求書への署名、捺印)が必要です。

POINT

4

1年ごとに当団体のみで収支計算を行い、剰余が生じた場合には
配当金としてお支払いします。
 (団体定期保険)【収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。】

POINT

5

掛金は、損金または必要経費に算入できます。

企業の形態	税法上のお取扱い	備 考
法 人	全額損金算入	福利厚生費(注2)
個 人	1.生命保険料の控除(注1)	被保険者が経営者
	2.全額必要経費算入	被保険者が従業員(注2)

※法人税基本通達
 9-3-5-9-3-6の2
 所得税法第76条
 所得税法第37条
 所得税基本通達
 36-31の2
 (注3)

(注1) 個人事業主がご自身のために負担した掛金(生計を一にする親族分を含む)は、災害保障特約部分の保険料および本共済制度の制度運営費を除いた金額、また配当金がある場合は、この配当金も差引いた金額が所得税法上、生命保険料控除の対象となります。

(注2) 掛金は、役員、従業員の所得税の対象とはなりません。ただし、事業所が掛金を負担し、役員または部長その他特定の従業員のみを加入者とし、加入者の遺族が保険金受取人となる場合、その掛金は役員・従業員の所得税の対象となりますのでご注意ください。

(注3) 記載の税務取扱は(2026年4月)現在の税制に基づくもので、今後変更される場合があり、将来を保証するものではありません。

POINT

6

ご加入手続きが簡単です。
 (ただし、ご加入者各人の健康状態についての告知が必要です。)

★生命共済制度加入者特典★

**自宅で受けられる
 「がん予防検診」優待サービス**

「がん予防検診」は郵送による大腸がん・子宮頸がん・ピロリ菌抗体(胃がん)検査です。本検査は、時間に拘束されず手軽に行えるのが特徴です!
 特別割引料金でご案内(10月下旬)しています。

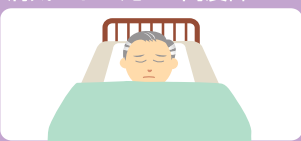
プランに合わせて口数をお選びください。充実した保障内容です。

保障内容

事故による死亡・高度障がい



病気による死亡・高度障がい



事故による障がい状態



事故による5日以上入院



給付の範囲	20口	18口	15口	12口	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口
(1) 不慮の事故による死亡・高度障がいのとき (死亡・高度障がい保険金+災害保険金(障がい給付金第1級))	3,000万円 (2,000万円+1,000万円)	2,800万円 (1,800万円+1,000万円)	2,500万円 (1,500万円+1,000万円)	2,200万円 (1,200万円+1,000万円)	2,000万円 (1,000万円+1,000万円)	1,800万円 (900万円+900万円)	1,600万円 (800万円+800万円)	1,400万円 (700万円+700万円)	1,200万円 (600万円+600万円)	1,000万円 (500万円+500万円)	800万円 (400万円+400万円)	600万円 (300万円+300万円)
(2) 病気による死亡・高度障がいのとき (死亡・高度障がい保険金)	2,000万円	1,800万円	1,500万円	1,200万円	1,000万円	900万円	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円
(3) 不慮の事故で障がい状態になられたとき (障がい給付金第2級～6級)	程度により 700万円～100万円	程度により 700万円～100万円	程度により 700万円～100万円	程度により 700万円～100万円	程度により 700万円～100万円	程度により 630万円～90万円	程度により 560万円～80万円	程度により 490万円～70万円	程度により 420万円～60万円	程度により 350万円～50万円	程度により 280万円～40万円	程度により 210万円～30万円
(4) 不慮の事故で5日以上入院されたとき (入院給付金(120日限度))	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 13,500円	1日につき 12,000円	1日につき 10,500円	1日につき 9,000円	1日につき 7,500円	1日につき 6,000円	1日につき 4,500円

- 注) ・上記(1)は、保険期間中に、効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として**事故の日から180日以内**に死亡・高度障がい状態となられたとき、または効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
 ・上記(2)は、保険期間中に疾病により死亡されたとき、または効力発生日以後の疾病により保険期間中に高度障がい状態となられたときにお支払いします。
 ・上記(3)は、保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、**事故の日から180日以内**に「別表」障がい給付金給付割合表の第2級～第6級に該当されたときにお支払いします。
 ・上記(4)は、保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、**事故の日から180日以内**に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に**5日以上入院**されたときにお支払いします。なお、入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について**通算して120日分が限度**となります。
 ・高度障がい保険金のお支払いは、効力発生日以後の傷害または疾病により保険期間中に高度障がい状態になられた場合に限りま。

- ・ご加入はお1人につき、20口に表示の保障額が限度です。(超過部分は無効です)
 ・「効力の発生日」「保険期間」はP5をごらんください。
 * 「高度障がい状態」とは、「別表」障がい給付金給付割合表の第1級に該当する場合をいいます。
 * 「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。
 * 「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス[令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。]である感染症をいいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含まれません。
 (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症
 (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
 (3) 指定感染症

会議所独自の サービスがプラス され、さらに安心です!!

病気入院見舞金



事故通院見舞金



成人祝金



結婚祝金



出産祝金



給付の範囲	20口	18口	15口	12口	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口
病気入院見舞金 6か月以上継続加入中である本人が 病気で5日以上継続入院したとき	60,000円	54,000円	45,000円	36,000円	30,000円	27,000円	24,000円	21,000円	18,000円	15,000円	12,000円	10,000円
病気入院見舞金 6か月以上継続加入中である本人が 病気で30日以上継続入院したとき	100,000円	90,000円	75,000円	60,000円	50,000円	45,000円	40,000円	35,000円	30,000円	25,000円	20,000円	15,000円
事故通院見舞金 6か月以上継続加入中である本人が 不慮の事故で5回以上通院した時	60,000円	54,000円	45,000円	36,000円	30,000円	27,000円	24,000円	21,000円	18,000円	15,000円	12,000円	10,000円
成人祝金 継続加入中である本人が 20歳の誕生日を迎えたとき	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
結婚祝金 継続加入中である本人が 結婚したとき	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
出産祝金	20,000円	20,000円	15,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円

- 注) 1 入院見舞金は**年度(4月～翌年3月)1度限り**お支払いしますが、通院見舞金を受取られた場合にはお支払いしません。
 2 通院見舞金は**年度(4月～翌年3月)1度限り**お支払いしますが、入院給付金・入院見舞金を受取られた場合にはお支払いしません。
 3 **申請の有効期間は発生日を含め180日以内とします。**
 4 上記の見舞金、祝金は、横浜商工会議所が独自に実施するものであり、生命保険ではありません。
 5 **入院・通院見舞金については、加入日から6か月経過した後に発症した場合に適用されます。**

月額掛金（年齢別、および性別掛金）

（単位：円）

口数		20口	18口	15口	12口	10口	9口	8口	7口	6口	5口	4口	3口
主契約保険金		2,000 (万円)	1,800 (万円)	1,500 (万円)	1,200 (万円)	1,000 (万円)	900 (万円)	800 (万円)	700 (万円)	600 (万円)	500 (万円)	400 (万円)	300 (万円)
保険年齢	性別												
15～35歳	男性	5,240	4,870	4,315	3,760	3,390	3,051	2,712	2,373	2,034	1,695	1,356	1,017
	女性	4,410	4,108	3,655	3,202	2,900	2,610	2,320	2,030	1,740	1,450	1,160	870
36～40歳	男性	5,760	5,338	4,705	4,072	3,650	3,285	2,920	2,555	2,190	1,825	1,460	1,095
	女性	5,230	4,846	4,270	3,694	3,310	2,979	2,648	2,317	1,986	1,655	1,324	993
41～45歳	男性	6,620	6,112	5,350	4,588	4,080	3,672	3,264	2,856	2,448	2,040	1,632	1,224
	女性	5,690	5,260	4,615	3,970	3,540	3,186	2,832	2,478	2,124	1,770	1,416	1,062
46～50歳	男性	8,040	7,390	6,415	5,440	4,790	4,311	3,832	3,353	2,874	2,395	1,916	1,437
	女性	6,730	6,196	5,395	4,594	4,060	3,654	3,248	2,842	2,436	2,030	1,624	1,218
51～55歳	男性	10,180	9,316	8,020	6,724	5,860	5,274	4,688	4,102	3,516	2,930	2,344	1,758
	女性	7,970	7,312	6,325	5,338	4,680	4,212	3,744	3,276	2,808	2,340	1,872	1,404
56～60歳	男性			10,300	8,548	7,380	6,642	5,904	5,166	4,428	3,690	2,952	2,214
	女性			7,285	6,106	5,320	4,788	4,256	3,724	3,192	2,660	2,128	1,596
61～65歳	男性			14,230	11,692	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000
	女性			8,770	7,294	6,310	5,679	5,048	4,417	3,786	3,155	2,524	1,893
66～70歳	男性					13,650	12,285	10,920	9,555	8,190	6,825	5,460	4,095
	女性					7,710	6,939	6,168	5,397	4,626	3,855	3,084	2,313
71歳 (更新継続のみ)	男性										8,555	6,844	5,133
	女性										4,740	3,792	2,844
72歳 (更新継続のみ)	男性										9,335	7,468	5,601
	女性										5,150	4,120	3,090
73歳 (更新継続のみ)	男性										10,240	8,192	6,144
	女性										5,630	4,504	3,378
74歳 (更新継続のみ)	男性										11,290	9,032	6,774
	女性										6,160	4,928	3,696
75歳 (更新継続のみ)	男性										12,530	10,024	7,518
	女性										6,735	5,388	4,041
76歳 (更新継続のみ)	男性										13,990	11,192	8,394
	女性										7,385	5,908	4,431
77歳 (更新継続のみ)	男性										15,715	12,572	9,429
	女性										8,145	6,516	4,887
78歳 (更新継続のみ)	男性										17,750	14,200	10,650
	女性										9,065	7,252	5,439
79歳 (更新継続のみ)	男性										20,100	16,080	12,060
	女性										10,175	8,140	6,105
80歳 (更新継続のみ)	男性										22,755	18,204	13,653
	女性										11,505	9,204	6,903

- 注) 1 上表の掛金には、生命保険料のほか1口につき90円の制度運営費が含まれております。
 2 上表の71～80歳の掛金は更新継続されるときにの掛金で、新規加入および増口はできません。
 3 上記の掛金は概算です。(当団体の被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しています)
 掛金は保険年度開始後3ヵ月以内に確定し、変更が生じた場合は第1回目掛金にさかのぼって精算します。
 4 保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。
 5 掛金は加入時・更新時の年齢に応じて上表のとおりとなります。年齢は満年で計算し、1年未満の端数は6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものについては切捨てます。

障がい給付金給付割合表

[別表]

等級	身体障がい	災害保険金に(*) 対する給付割合
第1級 (高度障がい)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

(※)災害保険金額はP2「保障内容表」の(1)のカッコ内下段の金額(万円)となります。

身体部位の名称などはつぎのとおりとなります

1. 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
 2. 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそ入置換した場合をいいます。
 3. 「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みがない場合をいいます。

1. 手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
 2. 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 3. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

1. 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
 2. 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

●この制度のすべての給付金は、他の障がい保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障がい状態等については給付はありません。
 ●障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。
 また、災害保険金お支払いの際は、同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。

ご加入に際してのご案内

加入資格

横浜商工会議所会員事業所(特定商工業者を含む)の事業主および役員・従業員で**14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方**、ただし、過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬を受けたことのある方は、その程度により加入できない場合があります。(なお、55歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下の方は15口が限度です。65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方は10口が限度です。)

(注1)増口の場合は増口部分も上記に準じます。

(注2)「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。

当所を退会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、脱退いただくこととなります。

効力の発生日

毎月20日までに商工会議所が受付けたお申込みについては、翌月22日に初回の掛金を取扱金融機関の口座より振替えます。口座振替ができたご契約につき、振替日の翌月1日から効力が発生します。

※第1回目の掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって、口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。

例	申込書提出期間	掛金口座振替日	効力発生日
	2月21日～3月20日	4月22日	5月1日
	3月21日～4月20日	5月22日	6月1日

毎月のお申込締切日の20日が(土)・(日)・(祝)の休業日にあたる場合は、その前日までにお申込手続きをお願いいたします。

保険期間

●保険期間は1年間(2026年8月1日～2027年7月末日)で、毎年8月1日に自動更新して継続します。また年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日(効力発生日)から年度末(2027年7月末日)までとなります。

●更新される場合に限り**80歳6ヵ月までご継続いただけます。更新時に年齢が80歳6ヵ月超となる場合には更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。**(ただし、18口以上にご加入された方は、55歳6ヵ月を超えた時点の更新時に15口に減口、また65歳6ヵ月を超えた時点の更新時に10口に減口、70歳6ヵ月を超えた時点の更新時に5口に減口させていただきます。)

なお、同一の保険期間内にお支払いした保険金等の金額が著しく過大と認められる事業所につきましては、そのご契約の更新が認められない場合があります。

(注)本制度には、満期保険金はありません。

※毎年更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新が出来ないことがあります。

被保険者の同意確認(団体定期保険加入時・増額・減額時)

●加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただきます。

個人情報のお取扱い

横浜商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄)を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社、(日本システム収納株式会社)へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

—保険金受取人の個人情報のお取扱いについて—

ご指定いただいた保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

—委託保険会社における機微(センシティブ)情報のお取扱いについて—

個人情報のうち保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

掛金のお払込み

翌月分の掛金を毎月22日に、取扱金融機関の口座より自動的に振替させていただきます。

ただし、22日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振替となります。振替事務については、日本システム収納(株)に委託しております。

(注1)口座振替が出来なかった場合は、翌月に2ヵ月分振替させていただきます。

2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、さかのぼって効力がなくなりますのでご注意ください。

(注2)金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに横浜商工会議所 会員サービス部 共済課にご連絡のうえ変更手続きをしてください。

脱退の手続き

この制度から脱退される場合は、すみやかに横浜商工会議所 会員サービス部 共済課にご連絡ください。(毎月末日までに当所へ着信したものについては、翌月から口座振替が停止されます。)なお、脱退日は書類着信月の翌月1日となります。

保険金等の請求

保険金等のご請求に際しては、所定の用紙により請求手続きを行ってください。団体定期保険部分の保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知(支払請求書への署名・捺印)していることが必要です。

死亡保険金・災害保険金／労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者
高度障がい保険金・入院給付金・障がい給付金／被保険者

団体定期保険 契約概要

この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については**本資料**の該当箇所を必ずご確認ください。

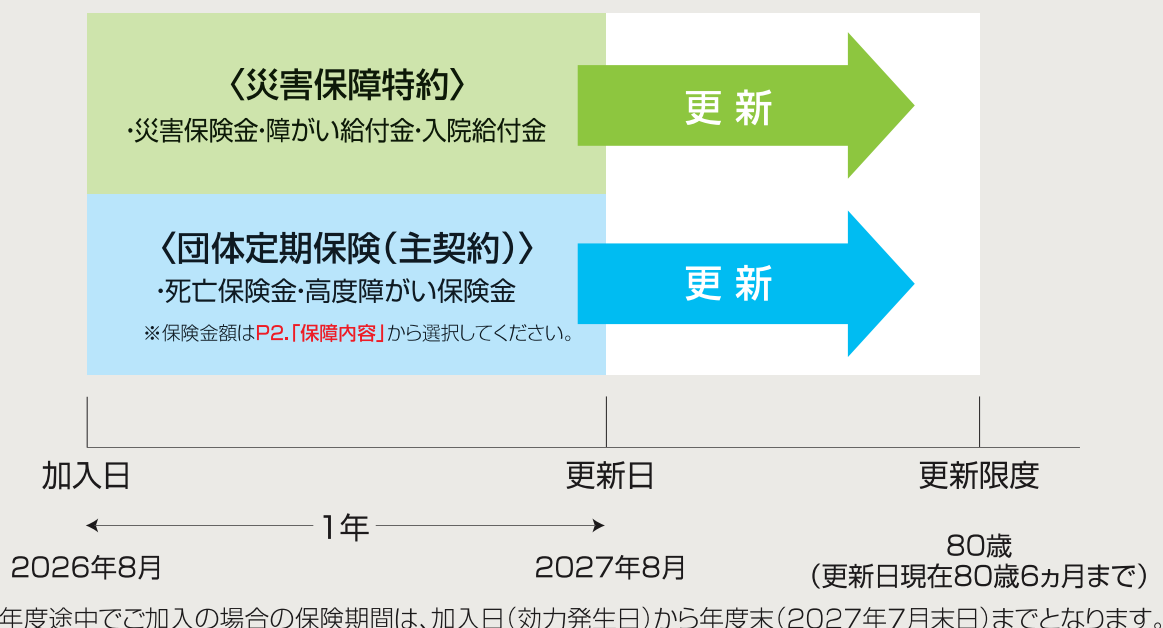
商品名称

災害保障特約付団体定期保険

この商品の特徴について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



お引受けの条件について

加入資格、選択可能な保険金額ランク、付加される特約の有無および更新可能年齢・更新時の年齢による保険金額制限(自動減額等)などにつきましては契約者(団体)ごとの制度内容により異なります。

詳しくは必ず**本資料**の該当箇所をご確認ください。

保険金や給付金が支払われる場合について

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・ 保険期間中に、死亡された場合
- ・ 加入日(効力発生日)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障がい状態になった場合

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

高度障がい保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障がい害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※付加される各種特約については、**P2・P7**をご確認ください。

掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約(団体)ごとに算出し変更します。よって、掛金に変更になることがあります。また、お支払方法、お支払経路等も契約(団体)ごとに異なります。詳しくは必ず**P3・P6**をご確認ください。

配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払します。

※収支計算の結果、配当金が0となる年度もありえます。

制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払いいただいた期間中は保険契約上の責任を負います。なお、この商品には脱退による払戻金はありません。

死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

※本人の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へのお申し出により変更することができます。

委託保険会社および委託割合について

委託保険会社および委託割合については、本資料の**最終ページ**に記載の「**委託保険会社および委託割合**」をご確認ください。

団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、**本資料**の該当箇所を必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください、内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

1. 健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。

2. 生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しただいても告知したことにはなりません。

生命保険募集人(代理店を含む)や契約者(団体)の職員等は告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

3. 傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。

現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

「加入申込書」および「告知書」記載のことがらについて、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となることがあります。この場合は、すでにお申込みいただいた掛金はお返しいたしません。)

加入資格について

この保険は、団体の所属員であるなど所定の加入資格を満たしている方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に団体を脱会されたり会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入は継続できません。加入資格の詳細につきましては、**P5「加入資格」**を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は所定の「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。

具体的な「加入日(効力発生日)」につきましては、**P5「効力の発生日」**を必ずご確認ください。

生命保険募集人(代理店を含む)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

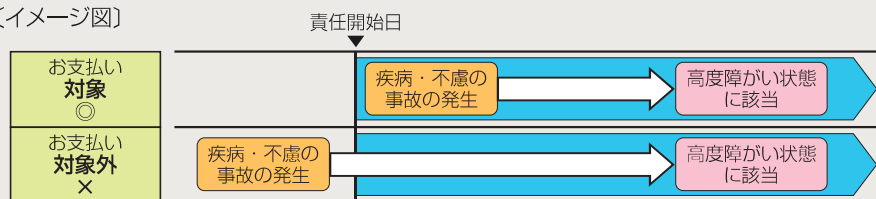
① 免責事由(死亡・高度障がい保険金の場合)

- ・ 加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
- ・ 契約者、保険金受取人の故意
- ・ 戦争その他の変乱

②加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故

- ・加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合
※なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

[イメージ図]



③告知義務違反

- ・契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

④詐欺取消・不法取得目的による無効

- ・契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または、契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

⑤重大事由解除

- ・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあつてお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス; <https://www.seihohogo.jp/>

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス; <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項

保険金・給付金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。

(大同生命保険株式会社ホームページアドレス; <https://www.daido-life.co.jp/>)

複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

個人情報のお取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。

ご加入の際には、個人情報のお取扱いの詳細について、P6「個人情報のお取扱い」を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

ご照会について

【制度に関するご照会】 本資料の最終ページに記載の契約者(団体)の「お問合せ先」をご確認ください。

【当紙面「契約概要」、「注意喚起情報」に関するご要望・苦情等】 大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 電話番号:0120-974-716
(受付時間) 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)

ご 注 意

次の場合には免責または解除となり、保険金または給付金をお支払いできない場合がありますのでお申し込みの際、特にご注意ください。

死亡保険金
または高度
障がい保険金の
お支払いがで
きない場合

- 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- 被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- 契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき
- 戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき
- 加入申込の際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき

災害保険金、
障がい給付金、
入院給付金の
お支払いがで
きない場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 受取人の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき
 - 被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転中または酒気帯び運転(これに相当する運転を含む)中に生じた事故によるとき
 - 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
- (注)増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

詐欺取消、
不法取得目的
による無効また
は重大事由に
よる解除

- 保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- 保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- 保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社(91.90%) (事務幹事会社) 045-211-2821	ジブラルタ生命保険株式会社(0.11%) 045-222-3851
アクサ生命保険株式会社(2.12%) (副幹事会社) 045-651-0032	明治安田生命保険相互会社(1.04%) 045-450-6030
第一生命保険株式会社(0.33%) 045-451-7000	大樹生命保険株式会社(0.01%) 045-345-4201
富国生命保険相互会社(0.37%) 045-641-5851	東京海上日動あんしん生命保険株式会社(2.49%) 045-224-3530
朝日生命保険相互会社(0.96%) 045-641-3742	SOMPOひまわり生命保険株式会社(0.67%) 045-682-5321

※上記の委託保険会社および委託割合は(2026年4月)現在のものです。委託保険会社および委託割合は、将来、契約者(横浜商工会議所)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります)

◎委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

◎委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	横浜銀行	神奈川銀行	湘南信用金庫
三菱UFJ銀行	北陸銀行	きらぼし銀行	川崎信用金庫
三井住友銀行	静岡銀行	横浜信用金庫	城南信用金庫
りそな銀行	東日本銀行	かながわ信用金庫	

※金融機関名は2025年5月現在のものです。

お申し込み手続きについて

- 1.ご加入口数はご加入者がお一人につき20口を限度として自由にお決めいただけます。
 - 2.加入手続きの詳細については、推進員または横浜商工会議所 会員サービス部 共済課へおたずねください。
 - 3.お申込みは毎月20日に締切らせていただきます。(ただし、20日が(土)・(日)・(祝)の休業日にあたる場合は前日までにお申込手続きをお願いいたします。)
- この制度の団体定期保険部分は商工会議所が生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」に基づいて運営されます。したがって、お申込みのご契約については委託保険会社の「団体定期保険普通保険約款」「団体定期保険災害保障特約条項」が適用されます。
 - この共済制度の見舞金(病気入院・事故通院)・祝金制度(成人・結婚・出産)は横浜商工会議所独自のサービスです。

保険加入に際しては、ライフプランや公的保険制度等を踏まえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の公的保険ポータル

URL: <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



この制度についてのお問合せは

横浜商工会議所 会員サービス部 共済課

横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル8階

TEL045-671-7412 (直通)

この資料は2026年4月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。